

2 高治林第 1 4 0 7 号

令和 3 年 3 月 3 1 日

各林業事務所長 様

治山林道課長

### 支障木の取扱いについて

このことについて、下記のとおり変更することとしましたのでお知らせします。

#### 記

1. 現場管理費及び一般管理費について

(旧) 対象外

(新) 対象

2. 設計計上について

支障木の伐倒処理費については「直接工事費」に積上げることとする。

3. 適用日

令和 3 年 4 月 1 日以降の設計積算に係るものから適用する。